

## 第19回年金業務・社会保険庁監視等委員会議事録

1. 日時 平成21年7月13日（月） 14:00～14:50
2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室
3. 出席者  
(委員会) 葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員  
(総務省) 橋口行政管理局長、田部事務室長 小森主任調査員ほか  
(厚生労働省) 森山総括審議官  
(社会保険庁) 坂野社会保険庁長官 薄井総務部長 石井運営部長 中野社会保険業務センター所長 樽見総務部総務課長 福本運営部企画課長 井上運営部年金保険課長
4. 議事次第
  - (1) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング
  - (2) その他
5. 会議経過

【葛西委員長】 それでは、ただいまから第19回年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。

本日は、厚生労働省から森山総括審議官、社会保険庁から坂野長官をはじめ、皆様のご出席をいただいております。前回に引き続き、年金記録適正化実施工程表に基づく進捗状況、それから、これまでに宿題となっていた事項等について順次ご説明をいただきたいと思っております。その後で質疑の時間を取らせていただきます。よろしくお祈いします。

【福本企画課長】 資料に沿いまして順次ご説明したいと思います。

まず資料1でございます。本日ご報告をする内容の概要を例によって掲げてございます。「個別事項」のところではありますが、まず「ねんきん特別便」の送付状況。1億900万人に送付し、回答が、7,754万人ということになっております。記録の確認作業という点で見ますと、92%について完了したということになっております。

それから、まだ未回答の方等に対しては、フォローアップなどの対策を進めていくというようなことを2番目で書いております。

それから再裁定の状況についてもご報告いたしますけれども、再裁定については体制の強化を図り、再裁定の処理の迅速化を進めているということです。

それから標準報酬の遡及訂正事案でございますけれども、2万件の訪問調査については3月末でおおむね終了いたしまして、被害者の救済ということの手続を、今、進めているということでございます。

順次資料を使ってご説明いたしますが、次の資料2です。横の資料、「ねんきん特別便の状況等について」にまいりたいと思います。

その資料2の1ページ目であります、「ねんきん特別便」の処理の状況であります。1億900万人に送付をしまして、約7,754万人から回答をいただいているということになります。下に円グラフがありますが、回答7,754万人、73%の方から回答をいただいたということになります。3月末の段階では、これはちょうど70%でございましたので、回答の割合は73%になっておるということでございます。

右のほうは、その記録の処理の状況でございますけれども、「調査中」613万件、「訂正なし・確認済」6,669万件。その下に「訂正・統合済」の数字がございまして、確認の作業完了という意味では、オレンジとそれからピンクを合わせまして92%に達しております。

これが全体でありまして、2ページは受給者と加入者に分けて、先ほどの数字を見たものでございます。「受給者」は全体で送付数3,695万人であります、回答をいただいておりますのは全員便、それから名寄せ便、上のほう、合わせまして回答が3,113万件となっております。85%の方から回答をいただき、右のほうでその処理の状況を書いております。

「加入者」につきましては下のほうでございまして、送付が7,178万人であります、全員便、名寄せ便、合わせて4,640万人、割合にいたしますと67%の方から回答をいただき、その回答をいただいたものについての処理の状況が右のようになっておるということでございます。

これが「特別便」の処理状況でございますが、次、3ページでございます。3ページは、年金記録問題の中での処理の手順の中で、1つは「フォローアップ照会」であります。年金受給者の方であります、受給者の方に名寄せの特別便をお送りした方で、「訂正なし」という回答をいただいた方、それからもう1つは未回答の方、その両方の方に対して記録そのものをお教えして、改めて確認をいただくという手続をフォローアップ照会ということで進めてまいっております。数字が書いてありますけれども、真ん中に「照会済み」、46万人の方に対してフォローアップ照会をしたという状況でございます。

下のほうは、旧台帳の記録について、ご本人に確認をいただくという手続を進めております。数字がございまして、下のほうの数字で「照会済み」44万人が、今、旧台帳の記録についてご本人にご確認をいただいたという状況でございます。

それから更に進めまして4ページでございます。4ページからは再裁定の状況の数字でございますが、4ページは業務センターにおいて行っております年金の再裁定の手続であります。受給者の方について、記録の統合・訂正をいたしました場合には、年金額の改定の作業を社会保険業務センターにおいて行うということになります。その処理の状況でありますけれども、下のほうに数字が書いてあります。直近の数字は21年5月です。上の表の右のほうから4つ目の列でありますけれども、21年5月の速報値が直近の状況でございます。受け付けした数、再裁定ということで地方の社会保険事務所から業務センターに受け付けをした数が5月、10万9,000件ということでありまして、一方、処理をした件数、再裁定処理が終わった件数が1月、19万件ということになっております。未処理の件数は今まで累次進めております結果といたしまして、5月の残数ですけれども、53万件ということになっております。

それに伴います体制のほうですけれども、下に再裁定の処理体制を5月、483人ということで書いてあります。ずっと見ていただきますと、今年に入りまして、特に2月から3月にかけて500人体制にして、上のほうにあります受付数以上に処理を行うと。処理の数を大体月当たりの数字として20万件程度の処理を行うことによって、未処理件数を減らしていくという計画を立てておりました。この2月から3月にかけて500人体制にいたしまして、この3月以降、上のほうにございますように19万件から大体20万件ぐらゐの処理をしてきておるといふ状況でございます。

それから5ページであります。これも再裁定にかかわる状況でございますけれども、先ほど業務センターにおいての額の改定の作業がありましたけれども、その手前に社会保険事務所において、事務の処理をするという工程がございます。その社会保険事務所再裁定の事務処理を終えて、業務センターに書類を送ることになり、その業務センターに書類を送られてからの処理の状況が先ほどでございますが、その手前の社会保険事務所において、再裁定の処理をしておる状況の直近の数字でございます。

1番はこの5月の時点で、社会保険事務所において再裁定の申出をご本人から受けてから、業務センターに進達書類を送るまでの間、どれぐらゐかかっているか。この5月の時点では、全国平均で1.4か月ということになっております。

今までの調査の結果が右のほうに出ておりますが、20年12月の段階で2か月であったもの、21年4月の段階で1.5か月であったものが、5月の時点では1.4か月に短縮をして処理をしておるといふことでございます。

2番のほうは、社会保険事務所において、経過期間別でどれだけ申出の件数があり、まだ進達できていないか、事務所において処理中の数があるかということでございます。

20年の12月に比べますと半分ぐらいに減りまして、5月の時点では、地方事務所において書類の数が、5万1,000件あり、その処理を終えるのに1.4か月を要しておるといふ数字でございます。従来から比べますと、これも体制を強化いたしまして、短縮をしてくれておるといふことでございます。

それからあともう1つ、資料は6ページでございますけれども、「ねんきん定期便」であります。「ねんきん定期便」はご案内のとおり、今年の4月から加入者に誕生月ごとに送付をするということで進めてきております。大体、月当たり500万件から600万件の送付をいたしておりますが、それについての反応でございます。ここには電話の相談の状況を書いております。

前回、5月2週目までの数字をご報告したと思っておりますけれども、下のほうで、5月に入りまして直近の7月頭までの電話相談の内容でございます。紫が「ねんきん定期便」、それから黄色は「ねんきん特別便」についての応答・相談でありまして、両方同じ電話で受けておるわけですが、その合計しましたものがブルーの棒グラフということになっております。

この5月から6月にかけて相談があります件数は、大体このブルーの高さでありますから、7万件程度でしょうか。5月以降の状況として7万件程度の照会がありまして、応答率、どれだけ電話で応答ができているかというのが上の緑の折れ線グラフでありますけれども、これについては9割を超えて応答ができているということでございます。「ねんきん定期便」については、今、毎月500万件から600万件ずっと出しておりますけれども、相談なりの状況については、今、落ち着いた推移を示してきておるといふことでございます。資料2は以上です。

**【井上年金保険課長】**　引き続きまして、資料3に沿って「標準報酬等の遡及訂正事案に対する取組み状況」についてご説明を申し上げます。この資料は7月1日に公表したものでございまして、主に約2万件的戸別訪問調査の3月末までの実施結果というものなどを中心に取りまとめたものでございます。

資料の最初のところにこれまでの経緯がまとめてありますが、こちらはちょっと説明を省略いたしまして、まず「1.」のところでございます。「約2万件的戸別訪問調査の実施」といふことで、昨年、不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録といふことで、3つの条

件に該当する約6万9,000件の記録を抽出した上で、年金受給者約2万件について、昨年10月から社会保険事務所の職員による戸別訪問を行ってきたところでございます。訪問を実施することが困難な事例を除いて、3月末までにおおむね終了ということで、ここにございますとおり、3月末までに1万9,188件の訪問が終わったところであります。

これについての実施結果につきましては、この資料の3ページ以降、別添1ということでもう少し詳細な資料がついてございます。この3ページのところの下の「1.」のところ、いわゆる3条件に該当する厚生年金受給者の方である戸別訪問の対象の件数が2万2,255件でありましたが、このうち、3月31日までに訪問したものが、先ほど申し上げた1万9,188件ということになります。

この件数の差の部分であります3,000件余りですが、これはこの資料の2つ目の「\*」のところを書いてございますけれども、この3,000件余りについては、面談時期を4月以降として調整中のものが484件ほどありまして、これについてはご本人様と日程を調整の上、早急に面談を実施するという対象となるものであります。それから電話・文書などで繰り返し面談を試みたけれども連絡いただけないもの、それからまた、ご本人が面談を拒否しているようなケース、それから転居先が不明、入院中などで家族との面談も困難ですとか、さまざまな理由で面談が困難なものがございます。特に日程調整中のものについては、早急に更に進めると。それから転居先が不明のものというものもありますので、これは転居先が分かり次第、ご訪問申し上げるということにしたいと思っておりますが、その他の事案はなかなか難しいものが多いと。しかし粘り強くご面談いただけないかというアプローチをするということでございます。

それから、同時に厚生年金の受給者の方々については、今年中に標準報酬の情報を含むお知らせというものの送付を開始するというようにしております。これは、この2万件の対象者に限らず、厚生年金の受給者全員に対して、過去の標準報酬などの記録を再確認していただくと。そのためのお知らせをいたしますので、その中で、ここで今回面談できなかった方も含めて、再度記録のご確認をいただくということを考えておるところであります。

次のページでございます。面談の「回答状況」でございますけれども、これにつきましては、まず事業主、役員、従業員など、遡及訂正処理が行われた期間における事業所でのお立場ということですが、これにつきましては「事業主」というお答えが53%、「役員」であるというお答えが21%、それから「従業員」が24%ということでございます。

まして、事業主ないし役員というご回答を合わせて74%ということで、4分の3程度は事業主ないし役員であります。

事業主といいますのは、ある意味、標準報酬の届出の義務を持った方であり、また保険料を納付する納付義務者であるというお立場の方でございます。それから役員の方もそれに準じたケースが多いということではありますが、一方、従業員につきましては、ご本人の知らないところで標準報酬の訂正がなされていた可能性も高いというケースでございます。救済に関しては、従業員のケースというのをまず優先にということで、進めてきておるところでございます。

次の「年金記録の確認状況」のところでございますが、「事実と相違なし」というご回答が32%。「相違あり」というご回答が54%ということで、半分強において「相違あり」というご回答をいただいているということでもあります。

それから次の「事実と相違ありと回答のあった方の年金記録の訂正の意思」であります。が、「意思あり」という方が40%、「意思なし」という方が45%ということでございます。

このページの一番下のところでもありますけれども、訪問した相手方の方から「年金記録の遡及訂正処理に関し、社会保険事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答」があったケース、これは主に事業主や役員であるケースが大半を占めますが、1,335件ということで、全体の7%であります。「うち、具体性のある内容の回答」、職員が特定できて関与の内容が具体的に示されているようなもの、これが211件、全体の1.1%という状況でございます。

次の5ページ目は都道府県別の状況でございますが、説明は省略いたしまして、6ページ目、事業主、役員、従業員に分けたご回答の状況というのを整理したものでありますけれども、事実確認の状況で「事実と相違あり」というご回答、事業主、役員、従業員、それぞれ55%前後で、これについてはあまり差がないということでもあります。

「事実と相違あり」というご回答があった方々のうち、「訂正の意思あり」ということをお聞きしますと、事業主は28%、役員43%ということですが、従業員61%ということで、従業員の方の場合に、事業主などと比べて「訂正の意思あり」の割合が高いということでもあります。先ほど申し上げたとおり、特に従業員のほうについては、ご本人がご存じないところで記録訂正が行われたという可能性が高い事案でございます。この部分については後ほどご説明しますが、第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所段階

で年金記録の訂正を行うための判断基準というものを設定したところでございまして、これに沿って、社会保険事務所で記録訂正できるものは、それを進めていくということで対応しております。

一方、事業主、役員の場合でございますが、事業主、役員の場合、特に事業主の場合は届出義務を負っていて、また遡及訂正、保険料の滞納を圧縮するということが背景にあったのではないかとご指摘もあります。保険料の滞納ということにも責任のある立場ということで、これまでも事業主については原則、第三者委員会でもあつせんされておられません。非あつせんの結論というのが原則でございます。役員の場合も多くはそういうことでありまして、そういうことを踏まえて、社会保険事務所段階での訂正ということは現在の判断基準では行っておりませんが、ご本人様が記録の訂正を自分は望むということでご希望される場合は、第三者委員会への申立てを行っていただいているところでございます。

資料のほうは1ページに戻ります。1ページの「2.」のところでございますが、「不適正な遡及訂正処理が行われたと考えられる年金記録の迅速な回復に向けた取組み」ということで、いわゆる被害者救済に向けた取組みであります。先ほども申し上げましたが、(1)のところ「社会保険事務所段階における記録訂正に係る判断基準の策定」ということで、昨年12月と今年5月と2段階にわたって、記録訂正の判断基準というのを策定しております。

①は、これまでもご紹介しておりますが、ご本人が給与明細書などをお持ちであるケースとか、また社会保険事務所のほうで雇用保険の記録を確認したら一定の就業の実態、給与の実態などが把握できたというような場合に、記録の訂正を行うものであります。

それから②の5月に新たに策定した判断基準であります。これは特に3条件該当の6万9,000件に該当する事案について、①の基準に該当しない場合でも、事業主等に対する調査、また社会保険事務所に残された書類などの調査といったことを行って、事実と反する処理が行われたということが認められる場合には、社会保険事務所段階で記録訂正を行うということにしております。別添3、4にその基準について具体的に整理したものを付けておりますが、詳細の説明は省略いたします。

次の2ページ目でございます。(2)でございますが、これがこの判断基準に沿った「記録訂正の状況」ということでございます。先ほど別添1の資料のご説明の中で、2万件の訪問調査の対象者で従業員であった方で、「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思

あり」というご回答のあった方、1,535件という数字が先ほど6ページのところであったかと思えます。このうち、この中がどうなっているかということでございますけれども、「社会保険事務所段階における記録訂正が完了している」ケースが404件。これは6月26日の時点でございます。それから「第三者委員会への送付が完了しているもの」が826件という状況でございます。

なお、第三者委員会への送付は新たな職権訂正の基準の策定と前後して送付されたものもあり、もう1回、ちょっと社会保険事務所でよく調査をして職権訂正できないか調べてくれというようなケースもございまして、今後、404件のほうに戻ってくるというような事案もあり得ると考えているところでございます。

それから、最後に「3.」の「職員の関与に関する調査の実施」でございます。先ほど申し上げたとおり、2万件の戸別訪問調査の中で、職員の関与をうかがわせるような具体性のある内容のご回答というのが一定数ございました。本年3月19日、地方社会保険事務局長に対しまして指示を行いまして、職員の関与の事実関係を解明するための調査を開始したところでありまして、引き続き、その後同様の回答があった事案等も含め、当該職員、上司、同僚等に対して関与の有無、内容の確認等、必要な調査を進めていくことにしているところでございます。以上でございます。

**【樽見総務課長】** 資料4につきまして簡単にご説明申し上げます。

資料4は実は前回、岩瀬委員からのご質問で、文書を捨てる、捨てないというところは、今、どうなっているかという、特に意思決定の経過ということでご指摘があって、そのとき私が即答できないところがありますので、次回までに整理をしたいということで申し上げたことの答えでございます。

1番はもうご承知のとおり、昨年3月、上川公文書管理担当大臣から文書の破棄をいったん中止するよう発言があり、各省庁中止をしたわけでございますが、11月に内閣官房のほうから、これは廃止されるという事務連絡があったわけでありまして。

社会保険庁におきましては、年金記録問題に関連する行政文書というものについては、社会保険庁における独自の取扱いということで、保存期間にかかわらず破棄しないという扱いをなお続けておるということでございます。

年金記録問題に関連する文書というところで、実は前回、私は捨てても構わないものがあったということ、確か申し上げ、厳密にはお答えできなかったんですが、要は処理結果リストというものがあまして、コンピューターへの入力内容に誤りがないかどうかと



いうことを目視確認する目的で、入力するとそれがどういう処理をしましたというのが出るものがございます。これは、まさにその作業を確認するということが目的でありまして、かつこれは大量に毎日出るものでありますので、これにつきましては廃棄を認めているということでございます。

それから意思決定の経過を記載した文書の取扱いということでございますけれども、これは書いてございますとおりですが、まさに意思決定にかかわる経緯等については、全省庁の文書のガイドラインでも正確に作成するよにということが書いてあります。また、社会保険庁の文書管理規程では、物事を決める決裁のときに、その経緯、基礎的資料といったものについて添付するというにされておまして、こういう形で経緯というものが文書という形で残るとい形になっておるといことでございます。以上でございます。

**【葛西委員長】** それでは、委員のほうから随時ご自由にご質問、ご意見をいただきます。

**【村岡委員】** 再裁定の申立受付があつてから、どれぐらいかかるかというのは、今日、データを出していただいたので、非常にスピードアップしているという印象を受けるんですけども、その前に戻って、今、600万件くらい調査中がありますよね。正確には先ほどのグラフで613万件ですか。この調査中というのは、調査が終わるまでどれぐらいかかるんですか。もちろん、中には再裁定まで行くのもあるんでしょうし、中にはその加入者の方の勘違いというのいろいろあるんだろうと思いますから、千差万別だとは思いますが、どれぐらいかかっているんですか。

**【福本企画課長】** これはおっしゃるとおり、千差万別であると同時に、統計的に数字を持っているものはありません。いろいろです。国民年金の場合、厚生年金の場合もそうですし、そのいろいろという意味は、例えば国民年金ですと、実際申出があつた「訂正あり」というものに対して調査をして、「ありました」あるいは「ありませんでした」という場合に、場合によっては市町村まで照会をかけるということも出てまいります。

それから厚生年金の場合でありまして、それがすぐに分かるような場合もあれば、そうでないものもありまして、さまざまということです。さまざまな場合によっては、長いものになってくると3か月とか半年ぐらい。数の多いこともありまして、お答えができるまでに時間がかかっているというのもありますし、早く返しているということもあります。

**【岩瀬委員】** 標準報酬の遡及訂正に関する件でちょっとお聞きしたいんですが、先ほどの説明ではよく理解できなかったもので、教えていただきたいんですが、従業員の場合、

これは社会保険事務所が訪問調査等で、従業員、事業主を含めて、遡及訂正されていて、これは不適正な処理であると、第三者委員会に申立てをしたいと言った場合、その場で申立ての申請書を書いてもらって、受け取って、帰ってくるわけですね。

それを自動的に第三者委員会へ送るのかと思っていたんですが、事務所の中でもう1回その内容を精査して、事務所で処理できるものは処理をして、第三者委員会に送るものと分けて、今、対応しているという理解でいいんですか。

【井上年金保険課長】 私どもの訪問調査が始まったのが昨年10月16日であると。それからまた職権訂正の基準というものを、12月25日とそれから今年の5月1日と、2回にわたって出しているんですけども、本庁から現場に方針を示すものが段階的になってきていることもあって、そういうタイムラグで、例えば、今の私どもの現場への指示としては、まずとにかく第三者委員会への申立書は、一応「訂正の意思あり」の方はいただくわけですけども、特に事業主、役員の方については、社会保険事務所ではできないので、これは基本的に第三者委員会のほうになります。従業員だというお申し立てがあったケースについては、ご本人が給与明細書などをお持ちでないとか、それからまた社会保険事務所としても雇用保険の記録などを調べるとか、そういうことで職権訂正ができないか。まず社会保険事務所段階でやれないかどうか。いきなり第三者委員会に送るのではなくやってくださいと。

更に第2段階の通知も出しておりますので、事業主の調査とか、社保険事務所に残っている書類の調査とか、そういったことも進めてくださいと。それでもなお職権訂正できないと判断される場合は、第三者委員会に送るよにというのが現在の指示です。

ただ、段階を追っていつているので、そういう意味では、例えば12月の通知を出す前に、従業員の分で第三者委員会に送ってしまったというようなものも入っている可能性がありますし、それからまた12月の通知も、通知と前後して、本来もうちょっと調べる余地があるのに手順のルートに乗っていたために、送ってしまったというようなことがあり得ると。

ただ、そうすると第三者委員会の側も、我々の職権訂正の基準を第三者委員会もよく知っているもので、これはちょっと社会保険事務所によく調べたらできる可能性があるんじゃないかということで差し戻されているケースが現にありまして、差し戻されてよく調べたらまた訂正できたというのもあるようでございまして、そういう揺り戻しが時間差の関係でちょっとあるということ、先ほど申し上げました。

【岩瀬委員】 分かりました。

【磯村委員】 前回、幾つかお願いしました中の、早目にお答えをいただきたいと思うのが2つございまして、1つは例の公示の問題です。何か検討中というお話がありました。その後どんな状況なのでしょうか。

それからもう1つは、例の国民年金の特例納付の4回目がなぜできないのだろうかということも、前回、確かお伺いしたと思うんですが、その辺2つばかりお答えください。

【福本企画課長】 1点目の公示の件です。公示、前回もご質問いただきまして、ご意見、あるいは議論が少しありました。要は5,000万件の処理を進めていく中で、持ち主を、「ねんきん特別便」の先ほどの処理の中で、記録が「ありました」、あるいは「ありませんでした」というようなことで見極めていく。そのほかに、5,000万件に関して、住基ネット等の突き合わせをして確認をしていく等々の作業をしております。

それでもなお5,000万件のうち持ち主らしき人を見当たらない場合にどうするかということになりましたときに、その記録を公示することによって持ち主らしき人を見つけられないだろうかということが、この公示の趣旨であるわけです。具体的にどういう手段を用いて、どういう中身のものを見ていただくのか。あるいはその処理の仕方も含めてどうするかは、まだ内部で検討をいたしておるところでございまして、まだちょっと具体的にこういう形でいつごろにということまで至っていないということもございまして、今日、ご報告するところになっていないということでございます。

【井上年金保険課長】 特例納付のお尋ねのことですけれども、これはある意味、ちょっと制度論でもあるので、社会保険庁として公式のお答えというのはちょっとしにくい部分であります。年金局サイドからこういうふうに説明を受けているということで申し上げますと、この特例納付につきましては、確かに過去において3回、昭和40年代から50年代にかけてやっているということですが、これについては国民年金制度発足当初において、年金制度についての周知不足などの事情があったと。こういったことを考慮した臨時的特例的なものとして行っているということで、現在とちょっと事情が違うんじゃないかという面があるのではないかということ。

それからまた、やった場合の幾つか問題点として考えられるものとして、毎月こつこつ納めてきたほかの被保険者との間の不公平感とか、今後の保険料納付意欲を阻害することにならないかといった点。世代間の支え合いである年金制度の趣旨を損なわせるのではないかといった点。それからまた、さかのぼって保険料を納められるというのは高所得者に

限られてきてしまって、金持ち優遇というふうなことにならないかとか、そういった問題点もあるということで、過去に行った措置が臨時的特例的なものであったというような経緯や、こういった問題点なんかも含めて、慎重に検討する必要があるというのが、年金局サイドの考え方だというふうに聞いております。

【磯村委員】       じゃあ、もうやらないというふうに決めたわけではないんですね。

【井上年金保険課長】       そうですね。いずれにしても高度な判断が必要な問題で、今、さまざまな年金制度の問題、無年金とか低年金の問題をどうするかとか、そういった幅広い議論をしていますから、その中の一環として議論していく必要があるというスタンスと理解しております。

【磯村委員】       じゃあ、今の1番目の公示の問題なんですけれども、かねがね例の画像データ検索システムというのが、来年の4月からですか、稼働できることになりますよね。これは、あちこちに散在している8億5,000万件近い記録を画像に取り込んで、何かのキーワードで検索すればあちこちに散らばった記録が画像で呼び戻せるというイメージですね。したがって、あちこちに散らばっているものを一々職員の方が探しにいかなくても済むという意味では、非常に効率的ないい制度だと思っております。ただ、これはだれかが何かのキーワードで検索しないと出てこないということなんです。

一方、今の公示のお話なんですけれども、実はこの間から皆さんのお話の公示というのは、約1,160万件近い解明不能の記録を一斉に掲示板みたいに並べて、だれかに見てもらうというイメージでお話があったんですが、そういう公示の仕方ではなくて、こちらから住所と、例えば生年月日と、あるいは名前を入れるのはちょっとどうかと思うんですが、何か2つか3つぐらいのキーワードを入れれば、その1,160万件の記録が手元に画面で出てくるというふうな公示の仕組みもあるんじゃないのでしょうか。

もし、そういう公示の仕組みが仮にできるとすれば、その画像データ検索システムと、その公示のシステムとをリンクさせることで、随分効率的な早い検索が各個々人で使えるんじゃないのかなと。せっかくできた画像検索システムですが、だれかが何かのキーワードで呼び戻さなくてはいけない。一方、公示のほうは個人が自分で見て、こういう記録が紛れ込んでいるんだなというのが分かったら、それを画像データで事務所の職員に引っ張り出してもらおうということにすると、この2つのシステムのそれぞれの欠点を相補うシステムにできるのではないのかなと。

しかも、そのために各個々人が呼び戻すためには、今度社会保険庁のホームページに掲

載された「私の履歴整理表」、あれを使って各個人が自分の記録を呼び戻して、その呼び戻した記録から公示システムのほうにアクセスするとそれなりのキーワードが出てくる。それを基にして、画像データ検索システムで散在している記録を探してもらおう。こういう3つの連動をやってみれば、記録の発見というのは随分楽になるのではないかなと、しかも効率的にできるのではないかなと、こんな気持ちがあるんですが、いかがでしょうか。ご検討ください。

【住田委員】 不適正な遡及訂正処理事案の問題なんですが、これは第三者委員会にかかっていて、その訂正をきちんとするという形で、今、いろいろ努力しておられることは分かるんですけども、法律家から言いますと、これは「不適正な遡及訂正」の、「不適正」という言葉自体に非常に違和感を感じます。公文書に虚偽を記載したということですから、れっきとした犯罪になるはずですよ。

そして、この調査は、事実と反するものかどうかという証言を得ると非常にシビアなものです。「うそを書いたんですか。どうしてですか」、「あの方に教えていただいたからです」。「何とか安くないでしょうか」。いろいろなお話があった中でなされたことですので、これは事実と違いますということを使うこと自体が、面談の相手方にとっても非常に厳しいことだと思います。そうすると、この数字が到底すべてであるとは思えません。

しかも、今回の全国の速報値を見せていただきました。やはり全国に広がっており、かつ、おそらく人口比から見るとここが多いというところもかなりあって、意図的に組織的にされたということになるんだろうと思います。これは税金で言えば、脱税の相談をお役所の人と納税者とがはかり合ってやったというような図式が想定されてしまうということです。

今は、年金を今後受給される方や実際受給中の方に関して、不当に減額されたので、その分は回復せざるを得ないというびほう策をとらざるを得ないのは分かりますけれども、本当はその方も、本来必要な金額を負担していなかったもので、そこで回復していただくということになると、支払い金額と受給金額にマッチしていない部分があって、ほかの年金受給者から見ると、やはり異論が出てくる可能性もあると思います。

そのぐらい非常に大きな問題であるので、少なくとも「不適正」という言い方自体を、おやめいただきたい。ここまで実態が明らかになってきた場合には、「違法」、「不法」と言っているし、最低限「不当」というふうに言っていると思います。ただ、実態を早く明らかにして、こういう原因があったことに対して深刻に反省していただき、こういう問題が

二度と起こらないような、そういうシステムをきちんととっていただきたいと思います。これの全容が明らかになった段階で更にどう対応するかということは、きちんと考えていくべきだと思っております。

【岩瀬委員】 前回お願いした中で、日本年金機構がスタートした際の混乱事項というか懸念事項について何かあれば、どういうことを想定されているのかということ、その対応策を教えてくださいたいというふうにお願ひしたと思うんですけども、今日、資料が上がってきていないということは、そういう心配はないというお考えと受け取っていいんでしょうか。まず、それを教えてくださいませんか。

【薄井総務部長】 岩瀬委員がおっしゃったのは、社会保険庁から機構への引き継ぎにどんな課題があるかということでしょうか。

【岩瀬委員】 機構がスタートした際に、いろいろな混乱事項が予想されるでしょうと。それについて、どういうことを想定していて、なおかつ対策をどういうふうにお考えになっているかというのをお聞きしたと思うんですけども。

【薄井総務部長】 機構への移行というのは全く新しい組織に移るということです。したがって、第一線の仕事、今の社会保険事務所、移行後の年金事務所で個々人の事業所の適用をし、保険料をお納めいただき給付をするという、こういう仕掛け自体は基本的には変わりませんが、ただ、そこも機構と厚生労働省がいわば業務の分担をしながらやっていくところが観念的にはございます。

それから機構本体について言うと、これは設立委員会でもご議論いただいておりますけれども公務員型ではなくなるわけですから、そこに働く人間の労働条件とか、そういうのも全部変わってくるということになります。そういう意味からすると、一つ一つつぶしていかなきゃいけないというか、クリアにして整理をして臨まなきゃいけない事柄というのは、これはかなりたくさんございます。したがって、そういうふうなことをできるだけ混乱が起きないようにやっていかなければいけないというのが当然ございます。

それから、これもよく磯村委員にご指摘いただいておりますけれども、記録問題というのが、これは機構ができる今年の12月末までに全部終わるかということ、これは終わらない部分が出てくるわけで、それらをどういう格好で処理をしていくか。与えられている仕事をきちんとやりながらやっていくという意味での課題というのは、当然あると思っております。

もちろん、先生方のご意見もちょうだいしながら、できるだけ軟着陸というか円滑な移

行ができるように、我々努めたいと思っていますけれども、課題は申し上げればいろいろあり、それを、できるだけ気がつかない課題ということがないように見ていって、更に混乱ができるだけ起きないように取り組んでいくということを我々全員心がけなければいけないと思っています。

【葛西委員長】 移行のときは、重複期間というのはあり得るんですか。

【薄井総務部長】 基本的には、12月31日までは今の組織で、1月1日からは新しい組織ということですが、途端にそういうふうになるといろいろ混乱も起きますので、今年もあと半年を切りましたけれども、これからの期間というのは、機構への移行ということを視野に入れた業務の運営というのをしていかなければいけないと思って、いろいろな諸準備もやっています。例えば今は47の都道府県に社会保険事務局というのがございます。今度は、それは基本的になくなって、9つのブロックのところにブロック本部というのを置いて、そこが年金事務所を直接見ていくということになりますから、物理的にどこにそういう事務所、本部を置くのかとか、そういうことも含めた準備を、今、進めております。

【葛西委員長】 実務上の混乱なしにスムーズに移行するというのは大変ですよ。本当に万全な注意をして、それでもなおかつ、不慣れによるいろいろなことが起こることとはあり得ますね。

【薄井総務部長】 ある意味で私どもにとって初めての経験という部分がございますので、全く抜け穴がないかと言われると、それは正直言ってそう簡単ではないと思いますが、できるだけ抜け穴、特に気がつかない抜け穴というのは意外と怖いので、気がつかない抜け穴がないように、もうあと半年ですから、工程をよく管理をしながら進めていきたいと思っています。

【葛西委員長】 そうですね。抜かりなくよろしくお願いします。

【村岡委員】 数週間前に報道番組で年金問題が取り上げられていましたが、プロジェクトを進めていく上で最悪なのは、担当の方が自分たちはこういうふうにつきり進めなければいけないという手順を持ち合わせていなくて、仮に持ち合わせているとしても、周りからいろんな意見が入ってきて、それでもって右往左往してしまうというのが最悪だと思うんです。多分これから、だんだん年末になるに従って、いい意味ではあると思うんですけれども、いろいろな意見、インプットがあると思います。

そのときに、やはり担当の方として、自分たちはこういう手順でこう進めていくので、

それがいいんだと信じているのであれば、それをきっちりとデータも含めて世の中に示して進めていく。当然、有限の人、有限のお金でやっていращやるわけですから、仕事にはめり張りをつけざるを得ないので、それをやはりはっきりPRされないと、Aさんが言ったら、またはAという組織が言ったらばつとこっちに移る。そうするとあれもこれもというと、やっていращやる方も疲弊してしまって、結局元も子もなくなると思うので、その辺はやはりしっかりと信念を持って、しかもその信念を世の中にきっちりと説明できるというふうにやっていただくことが大事じゃないかと思うんです。

少なくとも有限の時間ではある程度めり張りをつけるしかないだろうと思うので、その辺はぜひお願いしたいと思います。

**【葛西委員長】** 私は国鉄分割のときにはほぼ同じような経験をしているんですけども、国鉄の場合、線路も同じだし、現場も同じだし、新しく本社が7つでただけだったんですよね。それでも指揮命令系統が変わるので、いろいろなことの情報連絡がうまくいくよう気を遣った。

今度の場合は、組織が変わり、場所も変わるということになって、人も少し入れかわるということになると、おそらく国鉄の分割民営のときよりも、事務のスムーズな移行というのは難しいかもしれないですよ。そこは、十分用意をされて、幾つかの安全保障措置をとっておくような形が何か必要なのではないかなという感じがいたします。

**【岩瀬委員】** その関連で言えば、1,000人ぐらい新しく民間から人を採るわけですから、全く業務知識のない人も入ってくる。その人たちに対して、きちんとした業務の知識だとかスキルを伝えていくような、また他の職員の人たちの全体のレベルも上げるような、そういう対応というのをやはりきちんとしていただきたいと思います。それはそういう研修なり、きちんとするという対策はお考えなんでしょうか。

**【薄井総務部長】** 具体的なところはまだです。ご案内のように、民間から募集する1,000名、これから採用審査会、設立委員会でご決定をいただくということなので、決定するとご本人に連絡をします。その段階で、前倒しでというか、例えば、今、お仕事をされている方というのはすぐにいращやるのはなかなか難しいので、そうでなくて、今、仕事を探しておられる方については、でき得れば、私ども定員の枠がありますから、全員、正規の職員なり任期付きの職員なりというわけにいけませんけれども、いわゆる謝金職員というかアルバイトみたいな格好でも籍を置いていただいて、あらかじめ勉強して、仕事にも少しなれていただくというふうなことは、できるだけやりたいなと思っております。



ただ、今、会社に勤めておられて、まずその会社を円満退社しなければいけないという方はちょっとあまり無理押しはできないので、教材を渡してお勉強いただくと。そういうふうなことも考えなきゃいけないと思っています。

**【村岡委員】** もう1つよろしいですか。先ほど入力のコピーは一定時間たったら廃棄ということですが、これからのことを考えますと、少なくとも新システムでは、入力の履歴情報は全部永久保存でされることをお考えになったほうが、少なくとも過去の経験を見るとよろしいのではないかと。最近のメディアであればそんなに場所もとりませんので、お考えになったらいかがですか。銀行は、確か履歴情報を非常に安全な場所にちゃんと保存されていますよね。ですからそれぐらいのことをお考えになってもいいんじゃないかと思えます。

**【樽見総務課長】** はい、ありがとうございます。

**【葛西委員長】** それでは、本日の会議は、これで終了ということで、どうもご苦労さまでございました。次回は9月17日14時から開催いたします。本日は御多用のところ、誠にありがとうございました

以上